

口にては宰相とこそいふべかりけれ

今西, 祐一郎
九州大学教授

<https://doi.org/10.15017/8980>

出版情報 : 文献探究. 40, pp.1-9, 2002-08-31. 文献探究の会
バージョン :
権利関係 :

口にては宰相とこそいふべかりけれ

—

藤壘の立后にともなうて、源氏はそれまでの三位中将から宰相中将に昇進した。

七月にぞ后め給ふめりし。源氏の君、宰相になり給ひぬ。(紅葉賀)

「宰相」とはいかなる官であるのか。それは通常、次のように説明される。

参議の唐名。朝政を参議する意で太政官中におかれた。令外の官。八人あり、大臣納言について重い役であり、大臣納言と共に宮中の政事に参議する。正四位下相当だが公卿の列に入る。

(池田亀鑑編『源氏物語事典』)

しかし、源氏はなにゆえ「参議」ではなく唐名で「宰相」と呼ばれるのか。「宰相」が「参議」の別称であるとしても、なぜ源氏は別称

今西祐一郎

で呼ばれるのか。

しかも、『源氏物語』では、「参議」ならぬ「宰相」で呼ばれるのは源氏一人にかぎらない。すべての「参議」がそうであった。つまり『源氏物語』には「参議」という呼称は存在しないのである。^注

のみならず、この現象は『源氏物語』だけのことではなかった。黒板伸夫「宰相小論——『源氏物語』の背景として——」は、「宰相」という語のこの時代の用法について、次のように述べる。

しかし現実には、平安時代には「宰相」の語は狭義の「参議」という特定の官の別称になっている。これは文学の世界でも同様であり、『源氏物語』をはじめ物語類や日記文学に出て来る「宰相」はすべてそのような用いられ方である。むしろ文学の中には「参議」という正式の官名は出てこないのである。

公卿の日記類でも個人を指して用いられる場合には「参議」ではなく「宰相」であるが、公的な文書とか、外記日記など公的な記録では、人名に冠する場合でも必ず「参議」と記している。

(『平安王朝の宮廷社会』所収)

事実、不思議なことに、『源氏物語』以外の作品においても、「参議」の呼称は皆無か、あるいはあってもきわめて稀である。たとえば、『枕草子』は『源氏物語』同様すべて「宰相」で、「参議」はない。

宰相になり給ひしころ、上の御前にて詩をいとをかしう誦じ侍るものを……。

（「宰相の中将齊信、宣方の中将」）
受領したる人の宰相になりたるこそ、もとの君たちのなりあがりたるよりもしたり顔にけだかう、いみじうは思ひためれ。

（「したり顔なるもの」）

殿上人、宰相などをただ名の名をいささかつつかしからずいふは、いとかたはなるを……。

（「文ことばなめき人こそ」）

『源氏物語』に先立つ長編『つつほ物語』には、

ただ琴を習はしてあり経るほどに、おほやけにかなふまじき者なりとて、治部卿かけたる宰相になされぬ。

（俊蔭）

よつに公卿の呼称としての「宰相」、あるいは女房名に冠せられた「宰相」が二七〇余例の多きにのぼるが、「参議」は全編を通じて次の一例のみ。

遣唐使の大弁、南蔭の朝臣の一男として、料賜はれる文屋童に侍り。南蔭の左大弁、参議に侍りしほど、兵のために命終り、兄弟

遠く残る屍なく滅び果てて、季英一人なむかれが後とて侍る。

（祭の使）

この「参議」唯一例については後にふれるとして、目を歴史物語に転ずれば、『栄花物語』、『大鏡』ともに「宰相」は多数あるものの、これまた「参議」は見あたらぬ。参考までに『大鏡』の「宰相」の一端を掲げる。

この殿、宰相にはなりたまはで、直権中納言にならせ給。

（太政大臣道長）

この男君たちみな宰相ばかりまでぞなり給へる。

（藤氏物語）

二郎は房前と申して、宰相までなり給へり。

（藤氏物語）

その宰相は五十六にて宰相になり、左近中将かけていませしか。

（昔物語）

なにゆえこのように「宰相」ばかりが愛用されたのであろうか。

二

「文学の中には「参議」という正式の官名は出てこないのである」（前掲）という黒板伸夫氏の言はいかにもとうなづかれるのであるが、それはおおむね仮名の文学であって、『漢詩文や』、『三代実録』等の国史

では事情は逆である。たとえば『本朝文粹』には「参議」ばかりで「宰相」が一例も見られないというように。

一方、漢詩文以外でも例外がないわけではない。そしてその例外の中に、なぜ仮名の世界で「宰相」が頻用されたのかという疑問を解く鍵が見出せるように思われる。

例外の一例は、和歌の世界である。『古今集』、『後撰集』、『拾遺集』三代の勅撰和歌集においても、詞書は、「参議」を用いず、「宰相」で記されること、前節で見た物語を中心とする諸作品と同じ。^{注2}

大納言藤原の国経の朝臣、宰相より中納言になりける時に、そめぬ袍のあやをおくるとよめる
(古今集 雑上 八六九)

はじめて宰相になりて侍りける年になん。
(後撰集 春上 四六 左注)

宰相中将敦忠朝臣家の屏風に。
(拾遺集 四八)

ところが、作者名に官職を冠するようになる。『拾遺集』では、詞書とは対照的に、作者名には「参議」を用いる。

内裏の御遊侍りける時 参議伊衡
(拾遺集 一〇二一)

天曆御時、内裏にて為平のみこはかまぎ侍りけるに 参議好古
(拾遺集 一一七一)

つまり、『拾遺集』では、「宰相」と「参議」とを詞書と作者名とに使い分けつつ、併用しているのであった。

「宰相」と「参議」を併用する、例外のもう一つは、『今昔物語集』である。いささか紙幅を要するが、以下にその全用例を掲げる。まず、「宰相」から。

公モ此ノ御行ヲ貴ヒ奉ラセ給テ、行幸ニ准ヘテ、上卿・宰相ヲ始テ弁・史・外記等、皆参テ事ヲ行フ。
(卷十一「於石清水、行放生会語」第十)

此ノ事ハ、三善ノ清行ノ宰相ノ、其ノ時ニ備中ノ守ニテ有ケルガ、語り伝ヘタルヲ聞次テ語り伝ヘタルトヤ。
(卷十二「備中国賀陽良藤、為狐夫得観音助語」第十七)

其ノ時ニ西三条ノ大臣良相ト申ケル人、宰相トシテ事ニ触テ、篁ガ為ニ吉キ事ヲ宣ヒケルヲ、篁心ノ中ニ、「嬉シ」ト思テ、年来ヲ経ル間ダ、篁宰相ニ成ヌ。良相ノ大臣モ大臣ニ成ヌ。
(卷二十四「小野篁、依情助西三条大臣語」第四十五)

而ルニ、其ノ冷泉院ヨリ八只北ハ、左大弁ノ宰相源ノ扶義ト云ケル人ノ家也。其ノ左大弁ノ宰相ノ舅ハ、讃岐ノ守源ノ是輔ト有ケル人也。
(卷二十七「冷泉院東洞院僧都殿霊語」第四)

今昔、宰相三善ノ清行ト云フ人有ケリ。世ニ善宰相ト云フ此レ也。
(卷二十七「三善清行宰相、家度語」第三十一)

次に「参議」の例を掲げる。

亦、供養ノ後、天平勝宝八年ト云フ年ノ二月ノ、参議正四位下兼兵部卿、橘ノ朝臣奈良麻呂ト云フ人有テ、此寺ニ伝法会ト云フ事ヲ始テ行フ。
(卷十一「天智天皇、建志賀寺語」第二十九)

其ノ下ニ入道殿ヲ始メ奉テ、其ノ次ニ御子ノ関白内大臣殿ヲ始メ奉テ、左大臣顕光、右大臣公季、并ニ納言・参議ノ公卿、員ヲ尽シテ平張ノ下ニ着キ給ヘリ。

(卷十二「於法成寺、絵像大日供養語」第二十二)

今昔、円融院ノ天皇ノ御代ニ、参河ノ守大江ノ定基ト云フ人有リ。参議左大弁式部大輔清光ト云ケル博士ノ子也。

(卷十九「参河守大江定基出家語」第二)

亦左右ノ大臣、納言・参議・百官・六弁・八史皆定ム。

(卷二十五「平将門発謀反被誅語」第二)

大將軍参議兼修理大夫右衛門督藤原忠文ヲ着テ、將軍ノ刑部大輔藤原忠舒等ヲ副テ八ヶ国ニ遣又問……。
(同上)

『今昔物語集』における「宰相」と「参議」を較べ見ると、「宰相」が物語類と同様の日常的な人物呼称としての用法であるのに対し、「参議」の方は、

参議正四位下兼兵部卿橘朝臣奈良麻呂

大將軍参議兼修理大夫右衛門督藤原忠文

のように、正式の官職表記の場合であり、また

左右ノ大臣、納言・参議・百官・六弁・八史。

左大臣顕光、右大臣公季、并ニ納言・参議ノ公卿、員ヲ尽シテ……。

のように、官職列挙の場合であることに気付く。そして一話の中で同一人物に両者が併用される次のような場合は、先ず「参議」を冠して人物の紹介をし、ついで「宰相」の呼称が用いられる。

今昔、延喜ノ御時ニ参議三善清行ト云人有リ。其時ニ紀長谷雄ノ中納言、秀才ニテ有ケルニ、清行ノ宰相ト聊ニ口論有ケリ。清行ノ宰相、長谷雄ヲ云ク、「無才ノ博士八古ヨリ今ニ至マデ世ニ無シ。但シ、和主ノ時ニ始マル也」ト。

(卷二十四「三善清行宰相、与紀長谷雄口論語」第二十五)

正規の官職名「参議」に対して、唐名の「宰相」は日常での呼称であった。「世ニ善宰相トイフ」(卷二十七「三善清行宰相、家度語」第三十一)という一文はこのことを如実に物語るものである。『拾遺集』の詞書と作者名における使い分けも、この観点から説明することができないのではないが。

また、前節に挙げた『うつほ物語』中唯一の「参議」も、苦節三十年余の苦学生（藤原季英）が右大将にその出自を尋ねられて恐懼して答える場面であることを念頭に置けば、発話者のかしこまりが、世上の通称「宰相」よりも正規の官職名「参議」の方を選ばせたといえるかもしれない。

三

工藤重矩「平安朝における官職唐名の文学的側面」は、「李部」、「槐棘」、「翰林」、「羽林」等の官職唐名が漢詩文において「修辭的役割」を果たし、「文学的表現」にかかわることを指摘するとともに、和文における唐名の使用状況にも触れ、「宰相」について次のように述べる。

物語（作り物語）には原則として唐名を用いることはなく、「少将」の「ことく和風の呼称（正式呼称を省略したかたち）を用いる。ただ、「参議」はむしろ唐名である「宰相」の方が用いられる。宰相が唐名とは意識されていないのかもしれない。

（『平安朝和歌漢詩文新考』所収）

あるいは、「宰相」という呼称の頻用が、いつの頃からかはそれを「唐名」と意識させないまに^{注3}になった、という面もあるのではないか。ところで、「宰相」と「参議」には、上述のような使い分けとはまた別の用法が見出される。それは男性間の書簡における使い方である。

『雲州往来』に就いて見るに、^{注4}

宰相ノ勞積ルト雖モ兼官ノ人無シ。（巻下 十四^{注4}）

のような、これまで見てきたような例も見られないわけではないが、注意を惹くのは、書簡の宛名と差出人における用法である。すなわち、宛名の場合は、

（前略） 頓首謹言

三月 日 左近中将源

謹上 藤宰相殿 （巻下 二十九）

（前略） ム 稽首敬白

六月 日 左近衛中将

謹上 宰相中将殿 （巻下 三十六）

のように、「宰相」が用いられ、それに対して差出人の署名では、

（前略） 稽顙敬白

月 日 参議 藤原

謹上 大納言法印御坊 （巻上 四十九）

（前略） 謹言

九月 日 参議 藤原

前將軍幕下 （巻中 五十五）

のように、一貫して「参議」が使用される。この事実はこのように解釈すべきであろうか。

宛名と差出人という関係となると、そこには必然的に待遇の要素が入ってくる。すなわち宛名に使用される「宰相」には敬意が籠められていると見てよいであろう。とすれば、差出人の自署に使用される「参議」はおのずから卑下の気味を帯びる自称ということになるだろうか。「参議殿」という宛名、「宰相」という差出人の自称が見えないということからは、そのような気配が感じられる。

このことは、しかし、前節までに見てきたことと抵触するものではない。能吏三善清行を世人が「善宰相」と呼んだ(『今昔物語集』)のは、何ほどのか、そして何らかの敬意を抜きにしては考えられない。また『うつほ物語』の苦学生藤原季英が右大将への返答のなかで自分の父を「参議」と呼んだのも、目上に対する謙遜と無縁ではありえないからである。

このような待遇の問題に関連して、考察すべき事例がもう一つある。第一節では挙げなかったが、じつは『拾遺集』の詞書には、次のような例外的な「参議」の使用が一例見出されるのであった。

参議玄上が妻の、月のあかき夜、かどのまへをわたるとてせうそ
こいひいれて侍りければ。(拾遺集 四三七)

この例、『拾遺抄』流布本(群書類従本、八代集抄本等)では「参議玄上」を「宰相玄上」に作り、他の詞書の「宰相」と整合を示す。けれどもそれは、他の例に合わせた後世の改変である可能性もある。そこで見方を変えると、「玄上が妻」における助詞「が」の使用には、玄上に対する敬意の薄さが看取でき、そのことがこの場合「宰相」ではなくて「参議」を玄上に被せることになった、とは考えられないであろうか。

四

『和歌職原鈔』。貞享四年刊、八巻八冊。内容は、前半三巻と後半五巻から成り、前半「和歌職原鈔」は官職およびそれに付随する事柄を詠み込んだ和歌一六五首とその注、後半「和歌職原鈔追加」五巻は、大江匡房の『江家次第』の抄出を読み下し、挿絵二十四葉を添えたもの。巻末の識語にいう。

和歌職原鈔三巻は晴季卿の和歌を以て註を加、追加五巻は匡房卿の次第を以て書写せしむるもの也 吉田定俊 在判

「晴季」とは、今出川(菊亭)右大臣晴季(天文八年〜元和三年^注)。和歌はその撰述であるという。そのあらましを巻頭の序によって窺えば次の如し。

蓋和歌職原は官職の次第を且々やまことばにやはらげてみそひともじの哥に作り、こころやすきやうのべ給へば、児童女もし

りやすく、又おとなしき人も覚えよくこそ侍るめれ。和歌職原、はじめは四部配当の哥を擧、次に位階三十階の哥、次に任官の哥、次に位置書の哥、次に散位字の哥、次に僧官位の哥、終に諸国大上中下の哥を挙給へり。

その『和歌職原鈔』の巻三、「任官之歌二十八首」中に、次のような一首と、それに加えられた注が見える。

文字にかくときは参議ぞ 口にては宰相とこそいふべかりけれ。
参議は和官の名なれば、文字に正しくかく時は参議とかくべし。
口にとなふるときは唐名を以て宰相といふべしと也。

一首の意は明らかであるが、この場合の「文字」とはたんに「声」に対する「字」ではなく、公文書に代表されるような場合の「文字」であり、仮名文は対象外であるはず。また、この場合の「口」も、たんなる口頭だけにとどまらず、口頭性を反映する文章をも含め考えれば、この歌の説くところは、これまで考察してきた平安時代の作品における「宰相」と「参議」との使い分けにほぼ符合する。

この一首はまた、天明三年刊、『和歌職原捷徑』(上下二巻)^字にも見出される。該書は大江(久川)資衡の手に成るもの。その序によれば、「むかし菊亭晴季のきみの撰述にして、源親房のきみの職原抄をやはらげし書」たる『和歌職原鈔』に「俗詞をくはへ、よむ人をしてやすくしらしめむ」ために著された書であるという。収められる和歌は『和歌職原鈔』と同じ、それに加えられた解説が資衡の新注である。

書付をするときは、或は源参議、菅参議などなり。口にてよぶときは、藤宰相、平宰相などよぶなり。

ところで、この歌が今出川晴季の作(前掲『和歌職原鈔』序)であるとしても、その趣旨は、古来どのようにして伝えられてきたのであるか。試みに江戸時代に多数出版された『職原鈔』の注釈を覗いてみると、寛文二年刊『首書職原鈔』、「参議」の注に、

位置ヲ書ク時ハ参議也。名ヲ呼ブ時ハ宰相也。書ク時、或ハ源ノ参議、菅ノ参議、名ヲ呼ブ時ハ藤宰相、平宰相也。(原漢文)

という、『和歌職原鈔』と『和歌職原捷徑』双方の注を合わせたような説明が見える。このような説はどこまでさかのぼるのであろうか。平安時代以来、公家社会に「文字」ではなく「口」で伝えられてきた伝承なのであろうか。

なお、『国書総目録』は、『和歌職原鈔』の項に「巻一・三は和歌職原捷徑に同じ」との備考を付し、また『和歌職原捷徑』の項にも、「なお和歌職原鈔の内」という備考を付す。この両備考は、『和歌職原鈔』、『和歌職原捷徑』の両書を同内容のものと見なしているように読める。しかし、上述の一端からもその非なることは明らかである。蛇足にわたるが本誌「文献探求」の性格に鑑み、参考までに両書の前述「参議」歌の箇所を掲げて結びとする。

- 5 九州大学文学部蔵
- 6 その事跡については、松原一義「今出川晴季伝―豊臣・徳川政権交替期を生きた二人物―」（『国語と国文学』昭和五九年七月号）に詳しい。
- 7 九州大学附属図書館蔵。二巻一冊。

（いまにし ゆういちろう・九州大学教授）